

育成就労外国人の適正かつ円滑な受入れの実現に向けた行動規範

建設分野育成就労協議会

本協議会は、本行動規範の遵守を育成就労実施者、事業者団体及び特定技能外国人受入事業実施法人（以下「育成就労実施者等」という。）に強く求めるとともに、これに違反する育成就労実施者に対しては、本協議会からの除名を含め厳正に対処し、もって建設分野における円滑かつ適正な外国人の受入れを実現する。

1. 建設分野における育成就労外国人の円滑かつ適正な受入れを実現するため、育成就労実施者等は、ここで定める行動規範を遵守する。
2. 育成就労実施者は、育成就労計画に沿って計画的な育成・評価を行うとともに、国土交通省が関係業界等と協働して策定する育成・キャリア形成プログラムを参照し、技能習得や資格取得を促すなど、育成就労外国人が適切にキャリアアップできるように努める。
3. 育成就労実施者等は、育成就労外国人の来日準備や入国に関連して不当に高い金銭的負担を求める者、実勢水準以下の低賃金で育成就労外国人を雇い競争環境を不当に歪める者及び反社会的勢力との一切の関係を遮断する。
4. 育成就労実施者等は、育成就労外国人の受入れの前提として、生産性向上や国内人材確保の取組（適正な賃金水準の確保、社会保険加入徹底、長時間労働の是正、女性・若年者の就業促進、安全衛生対策等）を最大限推進する。
5. 育成就労実施者等は、育成就労外国人の受入れに関し、労働関係法令その他の法令を遵守するとともに、育成就労外国人との相互理解を深め、それぞれの文化や慣習を尊重し、育成就労外国人、建設産業及び地域社会の健全な発展に貢献する。
6. 育成就労実施者は、育成就労外国人が在留資格を適切に有していること（在留資格取得後にあっても在留期間の更新を適切に行っているこ

と等を含む。)を常時確認する。

7. 育成就労実施者は、育成就労外国人に対し、同等の技能を有する日本人と同等の報酬を、月給制・固定給の設定などの方法によって確実に支払うとともに、就労期間に応じて昇給を行うことにより、技能と経験に見合った適切な処遇を確保する。
8. 育成就労実施者は、自ら社会保険への加入義務を果たし、外国人を含め、被雇用者を必要な社会保険に加入させるなど自ら納付すべき公租公課を適切に支払うとともに、育成就労外国人に対して納付すべき公租公課を適切に支払うよう指導する。
9. 育成就労実施者は、育成就労外国人との雇用契約において、契約締結時に、当該雇用契約に係る業務の内容、労働条件その他の雇用契約の内容、入国後講習の期間における待遇、転籍制限期間その他の待遇を母国語で説明し（監理支援機関が当該説明を行う場合を含む。）、かつ、書面にて契約を締結する。
10. 育成就労実施者は、転籍制限期間を1年とする場合を除き、本協議会において定める基準を満たす待遇向上策を確実に実施する。
11. 育成就労実施者は、外国人であることを理由として、報酬の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用、労災保険の適用その他の待遇について、差別的取扱いをしてはならない。
12. 育成就労実施者は、社内及び現場において、育成就労外国人の人権を尊重し、暴力、暴言、いじめ及びハラスメントを根絶する。
13. 育成就労実施者等は、人材育成上の懸念の解消に努めるなど、建設分野において転籍制限期間1年を目指すための取組に協力する。
14. 育成就労実施者は、建設キャリアアップシステムに加入し、受け入れた育成就労外国人の登録を確実なものとするとともに、建設キャリアアップシステムの活用を通じた技能習得や資格取得を促し、特定技能1号水準へのキャリアアップや中長期的なキャリアの形成に努める。

- 1 5．育成就労実施者は、育成就労外国人が現場における指示等を的確に理解できるなど、技能レベルに合わせた日本語能力が身につけられるように配慮し、安全確保に必要な技能、知識等の向上を支援するとともに、安全の確保その他の要請に基づき元請企業が行う指導に従う。
- 1 6．育成就労実施者は、育成就労外国人が日本国内で安定的かつ円滑に就労し、生活できるよう、宿舎、通勤、相談等の日常生活上及び社会生活上の支援を行うとともに、育成就労制度への理解を深め、育成就労外国人が法令や社会生活上のルール等を遵守して本邦に在留できるよう指導を行う。
- 1 7．育成就労実施者は、育成就労外国人が有する能力を有効に発揮できるよう、日常的に密接なコミュニケーションを図りながら、良好な職場環境を保ち、適切な処遇を行うとともに、他事業者が雇用している外国人に対し、直接的、間接的な手段を問わず、悪質な引抜行為を行わない。
- 1 8．育成就労実施者等は、大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないよう、本協議会が行う措置に対して必要な協力を行う。
- 1 9．育成就労実施者等は、本協議会の構成員資格に係る基準に適合しないこととなったときは、その旨を本協議会に報告する。
- 2 0．育成就労実施者及び事業者団体は、本行動規範に違反する事案を把握したときは、当該事案について本協議会に報告する。